

## 令和6年第1回臨時会（第1号）

令和6年1月29日（月曜日）午前10時00分開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 1号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について  
日程第 4 議案第 2号 七飯町手数料条例の一部改正について  
日程第 5 議案第 3号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第10号）

### ○出席議員（14名）

議長	14番	木下 敏	副議長	13番	川村 主税
	1番	澤出 明宏		2番	神崎 和枝
	3番	江口 勝幸		4番	青山 金助
	5番	川上 弘一		6番	佐々木 陵二
	7番	田村 敏郎		8番	稲垣 明美
	9番	中川 友規		10番	平松 俊一
	11番	上野 武彦		12番	池田 誠悦

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉原 太

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤 稔	総務課長	中村 雄司
財政課長	青山 栄久雄	住民課長	福川 晃也
福祉課長	谷口 真樹	子育て支援課長	川崎 恵子

### ○本会議の書記

事務局長	広部 美幸	書記	倍楼 栄子
書記	伊東 宏樹		

### ○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

11番	上野 武彦	12番	池田 誠悦
-----	-------	-----	-------

午前10時00分 開会

---

開 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第1回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、町長より挨拶の申出がありますので、町長の発言を許します。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

---

町 長 挨 拶

---

○町長（杉原 太） 議員の皆様、おはようございます。

本臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和6年第1回七飯町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

新年を迎えた1月1日午後4時10分、石川県能登半島を震源とする地震により甚大な被害が発生し、今なお行方不明者の捜索が行われております。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

さて、七飯町では、1月5日、恒例の七飯消防出初式、1月7日には二十歳の集いを開催いたしました。

また、今年の大沼函館雪と氷の祭典は、2月10日、11日、12日の3日間の開催として準備を進めているところです。地域の皆様やインバウンドの観光客に喜んでいただけるイベントになることを期待しております。

そして、赤松街道におけるケヤキ伐採に関して、議会をはじめ赤松街道を愛する会の皆様、さらには、町民の皆様に混乱や行政への不信感

を抱いてしまったこと、150年の長きにわたり大切に守り育ててきた歴史ある樹木の伐採は、先人を含め多くの皆様に深い悲しみを与えてしまったことに対しまして、この場を借りて深くおわび申し上げます。

今後、同様のことが二度と起こらないよう、保全すべき樹木一覧や各部署における情報の共有、報告・連絡・相談体制など、職員の意識づけを重点とした対応マニュアルを作成いたしました。

また、行政への信用失墜を生じさせたとして、副町長と職員3名に訓告及び厳重注意いたしました。

私としてもこのたびの責任の重さを痛感し、七飯町の責任者として、私の給料を減ずる条例改正を提案させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

次に、臨時会に提出する議案は、条例改正2件、一般会計補正予算1件でございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき議決賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

11番 上野 武彦 議員

12番 池田 誠悦 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

会期の決定

---

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

## 諸 般 の 報 告

---

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3

#### 議案第1号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

---

○議長(木下 敏) 日程第3 議案第1号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(中村雄司) それでは、議案第1号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

議案第1号につきましては、昨年7月末に環境緑地保護地区である赤松街道のケヤキ伐採に関して、町民に深い喪失感を与えてしまったことや、歴史や風景、町並みなど景観を損ねる事態を生じさせることとなり、この件の責任は重いと、町長より自ら給料を減じてほしいとの申出がありました。その意向を尊重して、このたび御提案申し上げます。

別冊の議案関係資料の1ページ、資料1の七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例の概要としまして、初めに、1の改正理由でございますが、函館開発建設部函館道路事務所が維持管理する赤松街道のケヤキに関し、庁内及び関係団体等との連携に不足、不手際があり、伐採に至らしめることとなり、これまで慣れ親しんでこられた町民の皆様へ深い喪失感を与え、行政への不信感を招き、その責任は重いものであります。このため、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、令和6年2月1日から同年4月30日までの3か月の間、町長の給料月額を2割減額とするため、別表第1に規定する額に100分の80を乗じて得た額とするものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は、令和6年2月1日から施行するものでございます。

なお、条例改正に伴う補正予算等の反映についてでございますが、3か月の減額分のうち2月と3月の支給対象となる2か月分については、令和5年度分として、後ほど一般会計補正予算において御提案申し上げるところでございます。

また、4月の支給対象となる1か月分については、令和6年度の予算減額を予定しているところでございます。

以上、一部改正条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、資料2の2ページに添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第1号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(杉原 太) このたびの給与の減額条例に関しましては、私の重い責任でございます。本来であれば、決裁を副町長ではなく町長自ら、この重い件に関しては私が責任の下に決裁すべきものだということでございます。

北海道から7月に着任してすぐに行われこと

であり、この部分に関しては、私の不徳のいたすところですので、私の減給の処分をもって責任を図っていきたくて考えておりますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） このたび、本当に残念な出来事が起きたということで、町長自ら責任ということで、ただいま町長のお話がありましたように、副町長が7月に着任したばかりという、状況が分からない中での減給という部分というのは少し酷ではないかと。お金のことではなくて、やはり責任というか、それは最後までついて回るものですので、大変苦しいことではないかと。時が過ぎればいいということではないですし、今後のことを考えたときに、やはりそれはちょっと行き過ぎたことではないかと思いません。

今回、大事なことが起きましたけれども、町としても見直しをかけて、事務連絡とかということにも、今回、赤松街道に対する流れが、施策が打ち出されたということはとても、不幸中の幸いというか、今後のこともありますので、経済団体も赤松にいろいろな事業をしたいという流れも聞いておりますし、今後、そういうことが往々にあると思いますので、その場合、施策というか、事業が進むときに、そういうお話があったときは、三者で、赤松を守る会もそうですし、行政もそうですし、様々な部分で会議が持たれるということもできましたので、そこは1点、よかったのかなと思っております。

報連相でも、そういう情報、連絡、相談という流れはちょっと薄かったかと思っておりますけれども、できた施策の中で、副町長止まりというような流れがあったことが、それが町長までというふうに改善されたということですし、この辺りはどうなのかと思っておりますので、その分、副町長がそういうことになったということに対する答弁をいただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今、御指摘、そういう御意見もいただいた中で、今回、役場組織全体がやはりそういう部分、職員の意識づけも含めまして、常に報連相——報告・連絡・相談というものを、いま一度、各職員が常に仕事に対して意識をつけて、赤松街道のケヤキの伐採問題は大きな問題でございましたけれども、それを反省し、今後このようなことが二度と起こらないように組織体制の見直しを含め、今回、庁舎内の業務を進める上でのマニュアルを作成させていただいたところでございます。

そういう意味では、このたびは、私といたしましても一つのけじめとして、そしてまた、このことによって職員のより一層の仕事に対する責任と進め方の意識づけということを本当に心に、常に気持ちの中に持って仕事に励んでいただけるよう、今日の理事者、課長会議の中でも改めて指示したところでございます。

本当に仕事に対しては、自分1人ではなくて、周りの方々がその部分に対して大事にしてきたものかとか、これまでの歴史的な経過だとか、今現在の皆さんがそこに意識を持って生活されていることだとかにも、きちっと行政として意識を持ちながら、住民に優しい、自然に優しい、そういう町政を進めていきたいと思っておりますので、このたびは本当に私の責任として重く受け止めて、まずはけじめをつけて、職場、庁舎内体制をきちっとした形に整えてまいりたいと考えておりますので、これからも御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第1号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可

決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4

#### 議案第2号 七飯町手数料条例の一部 改正について

---

○議長(木下 敏) 日程第4 議案第2号七飯町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(福川晃也) それでは、議案第2号七飯町手数料条例の一部改正につきまして、提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の3ページ、資料3の七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、令和6年3月1日から、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口で戸籍謄本または除籍謄本の交付請求、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号の発行並びに電子化された届書等情報の内容に係る証明書の交付及び閲覧が可能となり、新たに手数料を徴収する事務が規定されることから、七飯町手数料条例において所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容といたしまして、令和5年12月6日に交付された地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令に基づき、別表を次のとおり改正いたします。

(1)といたしまして、本籍地以外の市区町村窓口における戸籍謄本または除籍謄本の交付手数料といたしまして、戸籍謄本1通につき450円、除籍謄本1通につき750円を追加い

たします。

(2)といたしまして、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料といたしまして、戸籍電子証明書1件につき400円、除籍電子証明書1件につき700円を追加いたします。

なお、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を利用する場合及び戸籍証明書等を同時に取得する場合を除くものといたします。

(3)といたしまして、電子化された届書等情報の内容に係る証明書の交付及び表示したものの閲覧手数料といたしまして、1件につき350円を追加いたします。

(4)といたしまして、別表の改正により生じた項のずれに対応するため、第6条第1項及び第5項中の文言を改めるものでございます。

3の施行期日といたしまして、この条例は、令和6年3月1日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、次の4ページ、資料4に添付してございますので、御参照をお願いいたします。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第2号七飯町手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5

#### 議案第3号 令和5年度七飯町一般会

## 計補正予算（第10号）

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第3号令  
和5年度七飯町一般会計補正予算（第10号）  
についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第  
3号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第1  
0号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第10号）ですが、第  
1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出  
それぞれ1億7,737万6,000円を追加  
し、総額を歳入歳出それぞれ130億9,046  
万2,000円とする補正予算と、第2条は、繰  
越明許費の補正として、2事業を追加すること  
について、第2表に定めるものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げま  
す。9ページをお開き願います。

今回、提案します補正予算の概要となります  
が、1点目として、国は昨年12月22日の閣  
議において、低所得者支援及び定額減税を補足  
する給付を実施するため、一般会計、原油価格  
物価高騰対策及び賃上促進環境整備対応予備費  
から約1兆1,311億円を使用することを決定  
いたしました。

これを受けまして、低所得者世帯の支援に要  
する給付金として、住民税均等割のみ課税世帯  
への給付金、住民税非課税世帯と住民税均等割  
のみ課税世帯のうち、子育て世帯への給付金を  
追加する補正予算を提案するものでございま  
す。

給付金の概要となりますが、初めに、町民税  
の均等割のみを納められている世帯に対して  
は、1世帯当たり10万円を給付いたします。  
対象となる世帯数は1,000世帯を想定してご  
ざいます。

次に、町民税非課税世帯または町民税均等割  
のみ課税世帯で、さらに18歳以上の子どもを  
扶養する子育て世帯に対し、子ども1人当たり  
5万円を上乗せして給付いたします。対象とな  
る子どもの人数は700人を想定してございま

す。

次に、2点目として、保育所運営委託料、施  
設型給付費委託料及び地域型保育給付費委託料  
について、国が定める基準により算定する費用  
の法定価格が改正されたため、令和5年度委託  
料の再算定を行い、不足する額について補正す  
るものでございます。

最後に、3点目として、先ほど議決をいただ  
きました七飯町特別職の職員の給与等に関する  
条例の一部改正により、減額となる特別職給与  
費を補正するものでございます。

それでは、予算書9ページの3款民生費1項  
1目社会福祉総務費の低所得世帯支援給付金事  
業費（均等割課税世帯分・交付金事業）は、住  
民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万  
円を給付する支援給付金1億円を初めとして、  
事業総額1億198万1,000円を追加。

次に、低所得世帯支援給付金事業費（こども  
加算分・交付金事業）は、住民税非課税世帯ま  
たは住民税均等割のみ課税世帯のうち、子育て  
世帯への給付金として、子ども1人当たり5万  
円を給付する支援給付金、子ども加算分3,50  
0万円を初めとして、事業総額3,579万7,  
000円を追加。

2項2目児童措置費の子ども・子育て支援給  
付事業費は、国が定める法定価格の改定に伴  
い、保育所運営委託料から地域型保育給付費委  
託料まで総額3,989万2,000円を追加。

最後に、13款職員費1項1目職員給与費の  
特別職給与費は、町長の給料月額20%を減  
額する給与改正に併せて、令和6年2月分、3  
月分の給料を合わせて29万4,000円を減額  
するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願いま  
す。

初めに、14款国庫支出金1項1目民生費国  
庫負担金は、子ども・子育て支援給付事業費の  
増額補正に伴い、子どものための教育・保育給  
付費負担金に1,994万6,000円を追加。

次に、2項1目総務費国庫補助金は、このた  
びの低所得者世帯への支援に要する国からの交  
付金として、物価高騰対応重点支援交付金（均

等割課税世帯支援分)、物価高騰対応重点支援  
公金(こども加算分)を合わせて1億3,777  
万8,000円を追加。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、  
子どものための教育・保育給付費負担金に99  
7万3,000円を追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金  
は、町長の給料月額の前減額に伴う基金への繰り  
戻しで、29万4,000円を減額。

最後に、19款繰越金1項1目繰越金は、こ  
のたびの補正予算に伴う収支調整分として、前  
年度繰越金に997万3,000円を追加するも  
のでございます。

最後に、3ページにお戻り願います。

第2表は、繰越明許費の補正でございます。

追加となるのは、3款民生費1項社会福祉費  
の低所得世帯支援給付金事業費(均等割課税世  
帯分)で8,056万8,000円、同じく低所  
得世帯支援給付金事業費(こども加算分)で2,  
814万8,000円を翌年度に繰り越すもの  
とし、2事業の総額で1億871万6,000円を  
追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審  
議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しま  
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第3号令和5年度七飯町一般会計補正予  
算(第10号)について、原案のとおり可決す  
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

○議長(木下 敏) 以上で、本臨時会に付議  
された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和6年第1回七飯町議会臨時会を  
閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時27分 閉会

---

閉 会 宣 告

---

